

日弁連定期総会に参加された弁護士の方々に強く訴えます。

## 冤罪被害者の声に敵対する 刑訴法等改悪希望の恥ずべき 5.22 会長声明は 即刻撤回するべきです。

いま、盗聴法全面改悪と司法取引を軸にした刑事訴訟法等改悪案が、衆院法務委員会で審議入りし、激しい論議が始まっています。提出された刑事訴訟法等改悪案が、冤罪や権力犯罪を更に大規模に創りだし、警察の盗聴やりたい放題にさせる稀代の悪法だからです。例えば5月19日の衆院本会議趣旨説明に対しては、民主党や維新の中からも、法案への異議とその拙速制定に反対する強い意見が出されました。異例なことに、論戦が既に予算委・決算委・内閣委などでも行われています。

こうした攻防の渦中に、何と、一括法案に賛成し早期成立を求める日弁連村越会長5.22声明が出され、日弁連執行部が与・野党議員に早期成立を働きかけ始めています。人権蹂躪の悪法制定を促進するなど、許されないことです。安倍政権による戦争・治安の濁流に掉さすことは絶対に止めるべきです。

5.22 会長声明は、全文誤りの塊というしかありません。冤罪被害者が法案反対の声をあげているのは何故か、真剣に考えるべきです。法案のどこに“全過程の録音・録画の義務付け”を規定しているのでしょうか。抜け穴だらけの“部分可視化”は警察の都合のいい部分だけを録音・録画するだけのものです。警察に武器を与えるだけで、冤罪防止機能をもちません。たとえこうした“部分可視化”を100%にしても可視化とは言えません。これと新設された“他人引っぱり込み”の司法取引（司法取引が冤罪生産装置であることは既に米国で実証済みです）、証言強制の刑事免責、匿名証言・遠隔地ビデオリンク尋問が合体する時、どんな刑事司法が産みだされるか、少し想像してみてください。もちろん弁護士の職責を果たせなくなります。弁護士は仲間売渡しの片棒を担ぐのでしょうか！

盗聴法制定に反対した日弁連として、“補充性・組織性の要件が厳格に解釈運用されているかどうかを厳しく注視”などと言う前に、何故いま、盗聴拡大が必要なのかを厳しく問うべきです。そもそも違法盗聴も含め警察盗聴全体の実像はまったく明らかになっていません。ようやく盗聴機器が議員に公開されたばかりです。スノーデンが暴露した権力の盗聴天国の到来など許すわけにはいきません。

会長声明は“複数の制度が一体となって新たな刑事司法制度として作り上げられている”と評価しています。しかし一体にする理由は明らかにしていません。“新時代の刑事司法”とは何か？戦争立法ラッシュの“新時代”と刑事司法改革は別物でありうるのか？よく考えるべきです。そもそも警察・検察は密室での拷問的取調べや調書裁判、人質司法を全く反省していません。国連拷問禁止委員会で指摘されたように、日本の刑事司法は“中世”的水準にあり、これに高技術の・汚い新捜査手法が導入された時、それは恐るべき警察・検察国家を生み出します。戦争策動と一体化した、市民運動・労働運動つぶしと沈黙・相互監視、警察超監視の管理社会です。

こんな重大な時に、なぜ日弁連会長が悪法成立促進声明を繰り返し発するのか？それは冤罪被害者らの法案反対の声が国会の内・外に広がり始めたからです。また、日弁連会長の3.18審議促進声明に抗して、既に20を超える単位弁護士会が反対・慎重審議の声をあげ続けているからです。日弁連執行部は“弁護士会内政治”“法制審一括採択に賛成した面子”などは捨て、もう一度、原点に立ち返るべきです。直ちに5.22会長声明を撤回すべきです。

文字通り歴史の分岐点であり、私たちは、全国の弁護士・法律家の仲間などと共に、刑事訴訟法等改悪に反対し闘い抜きます。共に声をあげてください。

2015. 5. 29